

「公的統計の整備に関する基本的な計画」概要

基本計画は、統計法（平成 19 年法律第 53 号）第 4 条の規定に基づき、分散型統計機構の下、政府が公的統計の整備に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために定めるものであり、施策展開に当たっての基本的な考え方や取組の方向性等を記した「本文」と平成 21 年度からの 5 年間に取り組む具体的な措置、方策等を列記した「別表」とで構成

今後、政府は、基本計画を踏まえた公的統計の整備に関する施策を着実かつ計画的に推進するとともに、施策の効果に関する評価や社会経済情勢を踏まえ、おおむね 5 年ごとに見直し（平成 21 年 3 月 13 日閣議決定）

第 1 公的統計の整備に関する施策についての基本的な方針

- 1 公的統計の果たすべき役割 （計画 2 頁）
公的統計は、国民にとって合理的な意思決定を行うための基盤となる重要な情報と位置付けられたことを踏まえ、社会で広く有効活用され得る情報基盤として整備していくことが必要
- 2 施策展開に当たっての基本的な視点 （計画 3 頁）
国民にとっての「統計の有用性の確保」を図ることが統計整備の重要な目標。統計の有用性の向上を図るためには次の 4 つの視点が重要
 - （1）統計の体系的整備
 - （2）経済・社会の環境変化への対応
 - （3）統計データの有効活用の推進
 - （4）効率的な統計作成並びに統計リソースの確保及び有効活用

第 2 公的統計の整備に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策

- 1 統計体系の根幹となる「基幹統計」の整備 （計画 7 頁）
加工統計や調査統計を含め、公的統計の体系的整備の根幹となる統計を「基幹統計」として指定し、その有用性を向上
既存の大規模統計調査を統廃合し、全産業分野の経済活動を同一時点で網羅的に把握する経済センサスを新たに実施し、これを軸とした産業関連統計の体系的整備、国民経済計算の推計方法の確立
4 省がそれぞれ作成している製造業の生産動態に関する統計を一つに統合
- 2 統計相互の整合性及び国際比較可能性の確保・向上に関する事項 （計画 10 頁）
 < 国民経済計算の整備と一次統計等との連携強化 >
 国民経済計算と産業関連表との連携を強化し、整合性を確保
 国民経済計算の推計に用いる基礎統計の選択に関する検討、推計方法の見直し

第2 公的統計の整備に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策（続き）

2 統計相互の整合性及び国際比較可能性の確保・向上に関する事項

< ビジネスレジスター（事業所母集団データベース）の構築・利活用 > （計画11頁）

経済センサスの実施や行政記録情報の活用を通じた母集団情報の的確な整備
各種統計調査結果や行政記録情報との結合による有用な統計の作成に向けた検討

< 福祉・社会保障全般を総合的に示す統計の整備 > （計画12頁）

社会保障給付費について各種国際基準に基づく統計との整合性の向上を検討

< 統計基準の設定 > （計画14頁）

日本標準産業分類、疾病、傷害及び死因の統計分類などを統計基準として設定するとともに、設定又は改定からおおむね5年後を目途に当該基準の改定の必要性を検討

3 社会的・政策的なニーズの変化に応じた統計の整備に関する事項

< サービス活動に係る統計の整備 > （計画15頁）

高度化する情報通信サービスの実態を府省横断的に把握するための統計を整備
知的財産活動に関する統計の充実・高度利用

< 少子高齢化等の進展やワークライフバランス等に対応した統計の整備 > （計画16頁）

配偶関係、結婚時期、子供数等の少子化関連データの大規模標本調査による把握を検討

就業（就業及び離職の状況、就業抑制要因など）と結婚、出産、子育て、介護等の関係を詳細に分析するため、関連統計調査の充実を検討

< 環境に関する統計の段階的な整備 > （計画18頁）

温室効果ガスの排出及び吸収に関する統計データの充実、気候変動による影響に関する統計を整備

総合エネルギー統計における速報値の公表早期化を推進

< 観光に関する統計の整備 > （計画18頁）

主要な観光統計の充実とともに、共通基準の策定により都道府県間の比較が可能な観光統計の整備を推進

< 企業活動の変化や働き方の多様化等に対応した労働統計の整備 > （計画19頁）

非正規雇用の実情を継続的に毎年把握する統計調査の開始に向けた取組を推進

事業所の開設・廃止による雇用への影響を把握するため、雇用創出・消失指標を整備

第3 公的統計の整備を推進するために必要な事項

- 1 効率的な統計作成 (計画 21 頁)
 - < 行政記録情報等の活用 >
労働保険及び雇用保険の適用事業所情報、有価証券報告書データ等の活用を検討
統計調査の実施計画の策定時に、活用可能な行政記録情報等の有無等に関する事前
調査・検討を原則化
 - < 民間事業者の活用 >
民間事業者が優れたノウハウやリソースを持つ業務分野における積極的な活用
統計調査の民間委託に係るガイドラインの改定など民間事業者をより適正かつ効
果的に活用するための環境を整備
- 2 統計リソースの確保及び有効活用 (計画 23 頁)
基本計画の実施に必要な統計リソースの確保、特に国民経済計算に関する課題の着
実な解消のため研究者や中核的職員を集中的に投入
地方公共団体を經由する統計調査の見直し、業務量の平準化、調査事務の効率化等
の多面的な方策の計画的な実施
- 3 経済・社会の環境変化への対応 (計画 28 頁)
統計利用者との意見交換を通じて把握したニーズを統計の整備・改善等に活用
統計の品質に関する評価を通じた既存統計の見直し、統計作成方法の効率化を推進
統計に対する国民の理解を得るための広報・啓発活動の効果的な実施
- 4 統計データの有効活用の推進 (計画 30 頁)
新たに制度化されたオーダーメイド集計及び匿名データの作成・提供を適切に開始
し、その対象とする統計調査を段階的に拡大
- 5 その他 (計画 32 頁)
政府統計共同利用システムの活用等による府省間でのデータ共有や提供の推進
統計の中立性を確保する観点から、統計作成過程の一層の透明化を推進

第4 基本計画の推進・評価等

- (計画 35 頁)
- 「基本計画推進会議」(仮称)を開催し、政府一体となって基本計画を推進
統計委員会による基本計画の実施に関する各府省の取組状況の評価・検証、改善意
見の提示等